

男女共同参画・女性活躍の推進に向けた重点取組事項について（案）

平成 29 年 5 月 25 日

男女共同参画会議

「第 4 次男女共同参画基本計画」（以下「基本計画」という。）の策定と「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）の完全施行により、男女共同参画・女性活躍推進の取組は新たな段階に入った。女性活躍推進法により、国や地方公共団体、大企業等は、数値目標を掲げた事業主行動計画の策定・公表や情報開示が義務付けられた。施行後 1 年あまりが経過し、女性活躍は大きなうねりになっている。

基本計画に掲げた成果目標を着実に達成するため、関係府省間の連携を強化しつつ、取組を更に加速させていく必要がある。

上記の認識の下、

- ・ 働き方改革と男性の暮らし方・意識の変革の推進
- ・ 各界各層における女性活躍推進のための自発的な取組の促進
- ・ 女性に対する暴力の根絶など安全・安心な暮らしの実現

といった視点を中心に、来年度予算等に反映することにより重点的に進めるべき具体策について、男女共同参画社会基本法第 22 条第 3 号に基づき、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、以下の取組を求める。

I あらゆる分野における女性の活躍

あらゆる分野における女性の活躍を推進するためには、男女における多様で柔軟な働き方の実現が欠かせないことから、先般取りまとめられた「働き方改革実行計画」等を踏まえ、女性活躍や生産性向上に資する働き方改革を進めていくべきである。

また、我が国における女性の活躍の未来を拓くためには、働き方改革を進めると同時に、男性の暮らし方・意識の変革を進めていく必要があり、先般、当会議の下「男性の暮らし方・意識の変革に関する専門調査会」において取りまとめられた報告書等を踏まえ、男性の家事・育児等への参画促進に取り組むとともに、男性が家事・育児等を行う意義の理解の促進が必要である。

さらに、女性活躍の流れを加速し、各界各層における自発的な取組を推進するための次のステップとして、各界各層における女性活躍の状況に関する情報及び女性の活躍に関連する企業環境等の情報（以下「女性活躍情報」という。）の「見える化」を徹底するとともに、労働市場・資本市場における活用を促進させることが重要である。また、地域における女性活躍を更に推進するため、男女共同参画センターを始めとする関係機関・団体との連携の強化や、地域女性活躍推進交付金による支援の充実、効果的な活用の促進が求められる。

1. 女性活躍に資する働き方改革の推進

＜長時間労働の是正＞

【内閣総理大臣（働き方改革担当大臣）、厚生労働大臣】

罰則付き時間外労働の上限規制の導入等の長時間労働の是正を図るべきである。
また、健康で働きやすい職場環境の整備を図るべきである。

＜非正規雇用労働者の待遇改善＞

【内閣総理大臣（働き方改革担当大臣、国家公務員制度担当大臣）、総務大臣、厚生労働大臣】

非正規雇用労働者（有期雇用労働者、パートタイム労働者、派遣労働者）の待遇を改善し、女性の多様な働き方の選択を広げるべく、非正規雇用労働者の正社員転換、同一労働同一賃金などの待遇改善等や最低賃金の引き上げ等に向けた環境整備を行うべきである。また、行政機関における非常勤職員の処遇改善についても、勤務の内容に応じた処遇が確保されるよう、引き続き検討を進めるべきである。

＜テレワークの推進＞

【内閣総理大臣（働き方改革担当大臣、情報通信技術（ＩＴ）政策担当大臣、国家公務員制度担当大臣、内閣府特命担当大臣（男女共同参画、地方創生））、総務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、国土交通大臣】

ワーク・ライフ・バランスや多様で柔軟な働き方を推進するため、テレワークの国民運動化等を通じて啓発を行うとともに、経営トップの意識改革を促すことにより、各分野におけるテレワークを普及すべきである。

＜ライフイベントに対応した多様で柔軟な働き方の推進＞

【文部科学大臣、厚生労働大臣】

育児休業や介護休業等の円滑な取得や職場復帰による継続就業を支援すべきである。さらに、病気の治療と仕事の両立支援や、労働者のライフイベントに応じた配置を行うための取組を進めるべきである。加えて、育児等で離職した女性の個人の学び直し・復職・再就職を促進するための支援等を充実することが求められる。

＜ワーク・ライフ・バランスの推進＞

【内閣総理大臣（国家公務員制度担当大臣、内閣府特命担当大臣（男女共同参画））】

女性の活躍の前提となるワーク・ライフ・バランスを評価する社会に向けて、各種調達を通じた取組を推進するとともに、経営者・管理職の意識改革を進めるべきである。また、行政機関においても、働き方改革とワーク・ライフ・バランスを推進する必要がある。

2. 男性の暮らし方・意識の変革

＜男性の家事・育児等への参画促進＞

【内閣総理大臣（国家公務員制度担当大臣、内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全、男女共同参画））、厚生労働大臣】

男性の家事・育児等への参画を促進させるため、先進的な取組事例の収集及び情報提供を積極的に行うべきである。また、男性の育児休業の取得状況を「見える化」する取組の推進を行い、男性の働き方の見直しを図ることが必要である。さらに、行政機関においても男性職員の育児への主体的な参画を図ることが求められる。加えて、災害時の備えや育児の軽減という観点から有用であり、母乳の代替としての新たな選択肢となり得る乳児用液体ミルクの普及実現に向けた取組を推進する必要がある。

＜男性が家事・育児等を行う意義の理解促進＞

【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（少子化対策、男女共同参画））】

男性が家事・育児等に参画する社会の実現に向け、国民全体の気運の醸成を図る必要がある。また、男女でともに育児をスタートするための期間として、男性の配偶者の出産直後の休暇取得を促進すべきである。

3. あらゆる分野における女性の参画拡大・人材育成

＜政治分野における女性活躍＞

【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（男女共同参画））】

政治分野における女性の参画拡大は、政治に多様な民意を反映させるという観点から極めて重要である。政治分野における女性の参画拡大に向けて、政府の取組として、各政党に対し、ポジティブ・アクションの自主的な導入に受けた検討を引き続き要請するとともに、各政党における自主的な取組の検討が進められるよう、参考となる情報等の調査・提供を行うべきである。

＜司法分野における女性活躍＞

【法務大臣】

検察官については継続就業等のための環境整備に引き続き配慮する取組を進め、裁判官についても同様の取組を引き続き行うよう期待する。また、司法修習生についても、修習環境の整備のための取組を引き続き行うよう期待する。

＜行政分野における女性活躍＞

【内閣総理大臣（国家公務員制度担当大臣、内閣府特命担当大臣（男女共同参画））、総務大臣】

国家公務員の女性登用の拡大につながるよう、広報の拡充やキャリア形成支援、柔軟な人事管理の実施を進めるとともに、女性地方公務員等の人材育成、地方公共団体における女性活躍情報の「見える化」を拡充すべきである。

<女性活躍情報の「見える化」の徹底等>

【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（男女共同参画））、厚生労働大臣、経済産業大臣】

女性活躍の自発的な取組の促進のため、女性活躍推進法に基づき、女性活躍情報の「見える化」とその周知を徹底すべきである。また、女性活躍推進法の施行状況を踏まえ、女性活躍推進法の施行後3年の見直しに向けた検討を着実に進めることが必要である。特に、労働時間の状況など、女性が活躍するために必要な個別の企業の情報が確実に公表される方策を検討すべきである。また、企業における女性活躍を始めとしたダイバーシティ経営の推進とともに、ESG投資など資本市場等における女性活躍情報の「見える化」を徹底することが重要である。

<企業における女性の参画拡大に向けた取組の推進>

【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（男女共同参画））、経済産業大臣】

内部昇進による女性役員及び社外からの登用による女性役員の増加に向けて、役員候補等の国際的に活躍する女性リーダー育成に向けた取組を広く進めるとともに、組織トップの女性活躍へのコミットメントを拡大する必要がある。

<理工系を始めとする科学技術・学術分野における女性活躍>

【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（科学技術政策、男女共同参画）、文部科学大臣、経済産業大臣）】

理工系を始めとする科学技術・学術分野における女性参画拡大の動きを更に加速させるため、職業の幅広さやロールモデルの提示といった女子生徒等の理工系選択に係る取組の充実や理工系女性人材の育成を図るべきである。また、企業が求める人材と学生の専攻分野のミスマッチを解消し、産業界での女性活躍を促進するため、平成29年度までに構築した、理工系女子学生のスキルと産業界が求めるスキルの「見える化」を行うウェブシステムの利活用の促進に向けて、産業界及び教育機関に周知・広報を行うべきである。さらに、研究環境のダイバーシティ実現に向け、研究と生活の両立やリーダーの育成に向けた取組を進めるべきである。

<女性の起業に対する支援の強化>

【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（男女共同参画））、経済産業大臣】

女性の起業を支援するため、地域の金融機関や産業・創業支援機関、女性に対するキャリア相談を行う民間事業者・NPO等を中心としたネットワークを全国に形成し、女性のニーズに応じたきめ細やかな支援を行うことにより、創業前後だけでなく、事業継続時にも有益な支援が得られる環境を整備することが重要である。併せて、女性起業家支援を効果的に行うため、地域の女性の起業や起業後の事業継続を支援する拠点である男女共同参画センターと上記ネットワークとの連携による支援を行うべきである。

＜地域における女性活躍の取組の促進＞

【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（男女共同参画））】

地域における女性の活躍をより一層加速するため、地域女性活躍推進交付金による支援を充実させるとともに、地域の実情に応じた効果的な活用を促進すべきである。また、今後多くの地域において更に人口減少、超高齢化が進展する中、多様な担い手によって、持続可能な地域社会が形成されるよう、自治会や町内会等地域に根差した組織・団体における女性活躍の更なる推進が望まれる。

＜農山漁村における女性リーダーの育成＞

【農林水産大臣】

地域農業における次世代のリーダーとなり得る女性農業者の育成や、農業で新たなチャレンジを行う女性の経営発展を促進するための取組、女性が働きやすい環境整備を推進するとともに、「農業女子プロジェクト」等を通じ女性農業者の活躍について情報発信を進めるべきである。

＜スポーツ分野における女性活躍の取組の推進＞

【文部科学大臣】

2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催も見据え、女性アスリートの国際競技力向上を図るとともに、ジュニア期の女性アスリートが、健康にスポーツ活動を行えるための取組を実施すべきである。

＜職種・分野ごとの女性活躍の取組の推進＞

【内閣総理大臣（国家公安委員会委員長）、総務大臣、防衛大臣】

警察官や自衛官などの治安、安全保障等の分野における女性活躍の取組を引き続き推進するとともに、地域における女性消防吏員等の活躍に向けた施策を進めるべきである。

＜国際的な取組の推進＞

【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（男女共同参画））外務大臣、農林水産大臣】

国際女性会議WAW！の開催により、我が国の女性関連施策の国際社会へ向けた発信、女性活躍の気運の醸成を図るとともに、諸外国、とりわけアジア・太平洋諸国との友好・信頼関係の更なる深化を図ることが重要である。また、国連機関における邦人職員の増強や、中南米との農業・食産業分野における連携・交流関係の強化に取り組んでいくべきである。

Ⅱ 女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現

女性が安全に安心して暮らせる環境を整備することは、女性活躍の前提となる基本的な課題である。女性に対する暴力は重大な人権侵害であり、その根絶に向けた取組を強力に進めていかなければならない。

また、女性の健康は、女性が活躍する上での基盤であり、男女が互いの性差に応じた健康について理解を深めつつ、女性の健康の向上のための取組を進めるべきである。

1. 女性に対するあらゆる暴力の根絶

<性犯罪への対策の推進>

【内閣総理大臣（国家公安委員会委員長、内閣府特命担当大臣（男女共同参画））、法務大臣、厚生労働大臣】

刑法の一部を改正する法律案の審議状況を踏まえた必要な措置を実施するとともに、性犯罪・性暴力被害者のための行政が関与するワンストップ支援センターの設置を促進すべきである。また、犯罪被害者等のカウンセリング費用の公費負担制度を充実すべきである。

<若年層を対象とした性的な暴力の根絶>

【内閣総理大臣（国家公安委員会委員長、内閣府特命担当大臣（男女共同参画））、文部科学大臣、関係大臣】

「児童の性的搾取等に係る対策の基本計画」（子供の性被害防止プラン）及び「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・『JKビジネス』問題等に関する今後の対策」に基づき、必要な対策を総合的に推進すべきである。

また、若年層への教育、学習の機会の充実や今後の効果的な相談・支援の在り方についての検討を行うべきである。

<ストーカー事案への対策の推進>

【内閣総理大臣（国家公安委員会委員長）、関係大臣】

「ストーカー総合対策」に基づく取組を推進し、ストーカー情報管理業務や配偶者暴力情報管理業務を充実・強化すべきである。また、ストーカー事案の根絶のためにも、ストーカー加害者更生に関する取組を実施すべきである。

<配偶者等からの暴力の被害者への支援の充実等>

【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（男女共同参画））、厚生労働大臣、関係大臣】

市町村における配偶者暴力相談支援センターの設置促進などの配偶者等からの暴力の被害者への支援体制の充実を図るとともに、個々の被害者（子供も含む。）の保護、支援をより適切に行うため、関係機関相互の連携の強化に取り組むほか、加害者更生に向けた取組を具体化すべきである。また、社会の変化に見合った婦人保護事業の在り方について検討すべきである。さらに、平成25年に改正された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の施行状況、配偶者等からの暴力に係る相談内容や被害の実態等を把握し、今後の対策の在り方について検討すべきである。

＜女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり＞

【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（男女共同参画））、関係大臣】

暴力の多様化に応じた的確な実態把握を推進するほか、被害者への効果的な広報・周知方策について検討するとともに、警察、検察、学校、婦人相談所、配偶者暴力相談支援センター等を始めとした各機関の職務関係者に対する研修等の充実を図るべきである。

2. 女性活躍のための安全・安心面への支援

＜ひとり親家庭等への支援＞

【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（少子化対策））、法務大臣、関係大臣】

「すくすくサポート・プロジェクト」の「ひとり親・多子世帯等自立応援プロジェクト」を着実に実施していくとともに、養育費の支払いの適正な履行を確保するため、法制審議会民事執行法部会における議論を踏まえ、民事執行法制の見直しについて引き続き検討すべきである。また、子供の貧困対策が国を挙げて推進されるよう取組を加速させるべきである。

3. 生涯を通じた女性の健康支援の強化

＜性差医療に関する調査研究＞

【厚生労働大臣】

女性の健康支援に関し、女性の心身の状態が人生の各段階に応じて大きく変化するという特性を踏まえ、性差医療等に関する調査研究を進め、必要な情報を広く周知・啓発するべきである。

＜不妊治療に関する支援＞

【内閣総理大臣（国家公務員制度担当大臣）、総務大臣、厚生労働大臣】

不妊治療に対する経済的支援を引き続き実施するとともに、不妊専門相談センターの相談機能強化を行うべきである。また、不妊治療と仕事の両立に関する実態調査を行うべきである。加えて、不妊治療と仕事の両立に関する普及啓発を実施するべきである。

＜企業における女性の健康維持の促進＞

【経済産業大臣】

従業員の健康維持・増進に向けた取組（婦人科検診に対する補助等を含む。）を実施する企業の顕彰等により、企業における女性の健康に配慮した取組を更に普及させていくべきである。

Ⅲ 女性活躍のための基盤整備

潜在力たる女性の活躍が不可欠となる中で、保育所に子供を預けられないとの切実な国民の声に応えるための施策や「介護離職ゼロ」に向けた施策の推進を積極的に図るべきである。

また、社会における活動や個人の生き方が多様化する中で、働きたい女性が不便さを感じ、働く意欲が阻害されることのないよう、女性活躍の視点に立った制度等を整備していくことが重要である。

1. 子育て、介護基盤の整備

＜待機児童解消や「介護離職ゼロ」に向けた子育て、介護基盤の整備＞

【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（少子化対策））、厚生労働大臣】

引き続き、保育士等の処遇改善や受け皿の確保等、子ども・子育て支援新制度における幼児教育・保育・子育て支援の「量的拡充」及び「質の向上」を図るべきである。また、超高齢社会の到来を踏まえ、「介護離職ゼロ」に向けた介護サービス基盤の整備を早急に進めるべきである。さらに、家事・子育て・介護の支援の充実を図っていくべきである。

2. 女性活躍の視点に立った制度等の整備

＜女性が働きやすい制度等への見直し＞

【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（経済財政政策））、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣】

引き続き、就業調整を意識せずに働くことができる環境を整備すべきである。中小企業等で働く短時間労働者への被用者保険の適用拡大について、被用者保険に加入することによるメリット等を周知・広報するなど、円滑な実施を図るとともに、更なる適用拡大について、検討を進めるべきである。また、国家公務員の配偶者に係る扶養手当の見直しを踏まえ、地方公務員の配偶者に係る扶養手当や民間企業における配偶者手当についても取組が進むよう、働きかけを行うべきである。

＜旧姓の通称としての使用の拡大＞

【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（男女共同参画））、総務大臣、外務大臣、関係大臣】

引き続き、旧姓使用の拡大に向けて検討を加速させるべきである。特に、マイナンバーカード等への旧姓併記を進めるとともに、既に一部認められている旅券への旧姓併記の拡大に向けた検討のほか、銀行口座の開設等で旧姓使用がしやすくなるよう働きかけを行うべきである。

＜男女共同参画の視点からの防災・復興の取組の推進＞

【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（防災、男女共同参画））、復興大臣、関係大臣】

政策・方針決定過程への女性の参画拡大等、男女共同参画の視点からの防災・復興の取組を推進するため、「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」の活用、女性リーダーの育成、被災後の保育・介護環境の早期再開、災害時等の男女別統計の整備・活用等の取組を進めるべきである。また、東日本大震災や熊本地震を始めとする災害からの復興に当たって、男女共同参画の視点を踏まえて復興に向けた取組を実施することの必要性を国民において理解し、実行するための具体的な取組を更に推進させるべきである。

＜女性の活躍に功労のあった者に対する顕彰の見直し＞

【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（男女共同参画））】

女性の活躍に功労のあった者が、国の表彰等において適切に評価されるよう、関連する大臣表彰の見直しを行うべきである。